



発行日：平成24年12月

発行：公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1  
国立スポーツ科学センター内  
TEL：03-5963-8030(代表)  
FAX：03-5963-8031

文部科学省委託事業



Ver. 2012.12

# PLAY TRUE

JADA  
アスリート  
委員

## 「プレイ・トゥルー」とは？



田辺 陽子  
(柔道) **アスリート  
委員長**



池田 めぐみ  
(フェンシング)



京谷 和幸  
(車いすバスケット)



黒岩 敏幸  
(スピードスケート)



齋藤 里香  
(ウエイトリフティング)



杉林 孝法  
(陸上)



鈴木 大地  
(水泳)



榎崎 教子  
(柔道)



萩原 智子  
(水泳)



室伏 広治  
(陸上)



室伏 由佳  
(陸上)



山本 博  
(アーチェリー)

フェアプレイ、**勇氣**、**チームワーク**、**他者を尊敬する姿勢**など、みなさんが行っているスポーツの**価値**を象徴する言葉です。私たちと一緒に**プレイ・トゥルー**について考えていきましょう！

## アンチ・ドーピングとは？

ドーピングによる不正を排除し、公正で公平なドーピングのないスポーツに参加するというアスリートの権利を守り、スポーツの価値そのものを守るための活動です。そのため、アスリートだけでなく全ての人が関わり、促進していくべき活動でもあります。

## JADAとは？

**公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)** は日本のアンチ・ドーピング活動を推進しています。スポーツ固有の価値を高めるために、国内における教育啓発活動やドーピング検査などを行う機関です。また、アジア地域をはじめ、国際的にも活動しており、幅広くアンチ・ドーピングに関する情報提供や指導を実施しています。

## JADAアスリート委員とは？

JADAアスリート委員は、**アスリートの立場からアンチ・ドーピングの意見を提示し、かつアンチ・ドーピングのメッセージを発信**する12名の委員です。アンチ・ドーピング活動に賛同し、「**真のチャンピオン**」を目指すアスリートを増やすため、教育啓発活動を行っています。

## アンチ・ドーピングガイドブックの目的

本ガイドブックは、アスリートをはじめスポーツに関わる全ての方にアンチ・ドーピング活動について正しく理解してもらうことを目的としています。真のチャンピオンを目指しアンチ・ドーピング活動に関する知識を深めていきましょう。



## ガイドブックの使い方

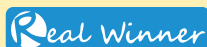
- 1 アンチ・ドーピングのルールをわかりやすくまとめてあるので、それぞれの内容を理解しよう！
- 2 いつも持ち歩いて、わからないことは目次を見て、関係する項目を確認しよう！
- 3 JADAアスリート委員のメッセージから「真のチャンピオン」の意味を受けとろう！

### ●マークの説明



#### 【覚えておこう!!】

大切なポイントを覚えておこう！



35ページ参照

#### リアルウィナー

#### 【Real Winnerマーク】

JADAのホームページにアクセスして体験してみよう！ガイドブックで得た知識で、登場人物を助けよう！

重要！

このガイドブックは、上記目的にそってアンチ・ドーピングに関する規則や手続きの概要を分かりやすくまとめたものです。詳細については、日本ドーピング防止規程、世界ドーピング防止規程、及び各競技団体のドーピング防止規則が優先されます。

## 目次

ページ

6 ドーピングが禁止されている理由  
～ドーピングはなぜいけないの？～

8 ドーピング防止規則違反  
～要注意！8項目あるルール違反～

10 禁止表に記載された物質及び方法  
～毎年チェック！禁止表を確認!!～

12 医薬品・栄養補助食品のリスクを回避  
～薬を使うとき、どうやって禁止物質を調べるの？～

18 TUE (治療目的使用に係る除外措置)  
～病気やケガの治療で禁止物質を使うときは？～

20 ドーピング検査の手続き  
～検査ってどんなことをするの？～

26 聴聞会と制裁措置  
～ドーピング検査の結果が陽性だったら～

28 RTPと居場所情報提出  
～RTPってなに？～

32 トップアスリートとしての心得  
～真のチャンピオンになるために大切なこと～

- 34 薬剤師会ドーピング防止ホットライン
- 35 Real Winner
- 36 ドーピング防止規程 (抜粋)
- 42 索引
- 43 JADA ホームページ紹介

※なお、本編漫画のストーリーはフィクションです。

禁止理由

規則違反

禁止表

医薬品

TUE

検査

制裁措置

RTP

心得

資料編

# ドーピングが禁止されている理由

～ドーピングはなぜいけないの？～

## ◆ドーピングとは？

ドーピングとは、**競技力を高めるために薬物や方法などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為**です。スポーツの精神に反するとして、禁止されています。どのような行為が当てはまるかは**世界ドーピング防止規程 (WADA Code)\***に定められており、意図的ではなく不注意であっても、制裁の対象となります。→9ページ参照

## ◆ドーピングが禁止されている理由

### フェアプレイの精神に反する

ドーピングはルールで禁止されています。そのため、ドーピングという行為は、フェアプレイの精神の一つであるルールを守るということに反する行為です。

### 健康を害する

ドーピングを行うことによって、身体や精神に重い副作用がおこります。アスリートの健康を守るために、ドーピングは禁止されています。

### スポーツの価値を損なう

ドーピングは社会的信用を失い、深刻な健康被害を引き起こすだけでなく、みなさんが共有しているスポーツの価値を失うことにもなりかねません。

### 反社会的行為

ドーピングは社会に大きな悪影響を及ぼす反社会的行為であることから、禁止されています。

\*世界ドーピング防止規程 (WADA Code) : 全世界共通のアンチ・ドーピングに関するルール。2003年に採択され、2004年に発効した。その後2009年に改定されている

禁止理由

みなさんは、自分が取り組んでいるスポーツは好きですか？  
私は中学生のころからアーチェリーを始め、はや30年以上がたちます。この競技を通じてたくさんの人と出会い、たくさんのことを学びました。  
私にとってかけがえのない競技です。  
応援してくれる方々、チームメイト、家族や自分自身のため、そしてあなたの大好きなスポーツのために、フェアプレイで戦うことがもっとも重要ですね！

やまもと ひろし  
**山本 博**  
(アーチェリー)

1984年ロサンゼルスオリンピック  
銅メダル  
2004年アテネオリンピック銀メダル



日本は、諸外国に比べアンチ・ドーピングに対する意識が低いと言われています。  
これからの時代、世界へ羽ばたくステージが広がっていけばいほど、どこからどんなふう「ドーピング」が広がるか分からないのです。  
みなさんにもぜひ高い意識で競技と真剣に向き合い、真のスポーツマンとしての自覚と責任を持ち、最高の笑顔を見せてほしいのです。  
一緒に「PLAY TRUE」から始める「笑顔」の輪を広げていきましょう！

はぎ わら とも こ  
**萩原 智子**  
(水泳)

2000年シドニーオリンピック200m背泳ぎ4位  
2002年パンパシフィック水泳200m個人メドレー金メダル



# ドーピング防止 規則違反

～要注意！ 8項目あるルール違反～

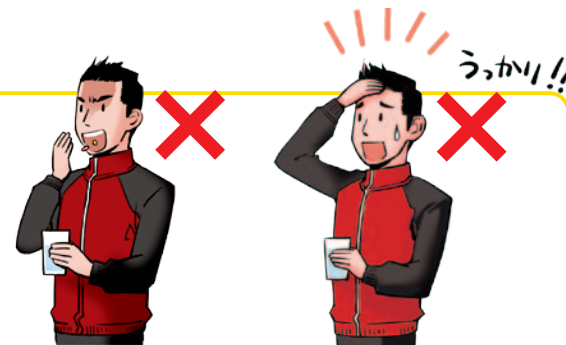


## ◆ドーピング防止規則違反になる行為

ドーピング防止規則違反になる行為は、禁止物質及び禁止方法を使用した場合と、それ以外の行為があります。

1. ドーピング検査で使用する、検体に禁止物質が**存在**すること—10ページ参照
2. 禁止物質もしくは禁止方法を**使用**すること、またはその使用を**企てる**こと—10ページ参照
3. 検体採取を**拒否、回避**すること—22ページ参照
4. 競技会外検査に関する**義務に違反**すること(RTPA\*が対象)—29ページ参照
5. ドーピング検査の一部を不当に**改変**すること
6. 禁止物質または禁止方法を**保有**すること
7. 禁止物質もしくは禁止方法の**不正取引**を実行すること
8. アスリートに対して禁止物質または禁止方法を**授与・使用**すること

### 違反の例



競技能力を高めようと  
意図的に禁止物質を飲む！

禁止物質を確認せず、  
うっかり薬を飲んでしまった！

\*検体：ドーピング検査で採取された尿または血液

\*RTPA (Registered Testing Pool Athlete)：検査対象者登録リストに登録された競技者

# 禁止表に記載された物質及び方法

～毎年チェック！禁止表を確認！！～

## ◆禁止表国際基準（禁止表）とは？

禁止表とはWADA\*が策定した禁止物質及び禁止方法を定めたものであり、全世界共通のルールです。

## ◆禁止物質及び禁止方法の分類

禁止物質及び禁止方法は、次の3つに分類されています。

①常に禁止される物質と方法（競技会検査、競技会外検査含む）

②競技会検査において禁止される物質と方法

③特定の競技において禁止される物質

※競技会検査、競技会外検査 → **21ページ参照**

## ◆禁止表は、毎年確認！

WADAが規定する禁止表は、毎年1月1日に更新されます。

最新の禁止表は、JADAホームページで確認しましょう。



禁止表モバイルサイト

禁止表

スマートフォンアプリ（無料）

禁止表 Mobile site

→ **43ページ参照**

\*WADA (World Anti-Doping Agency) : 世界ドーピング防止機構



ここまで学習したら  
「Real Winnerケース7」に挑戦！

禁止表

スポーツ家で育ったこともあり、  
小さい頃から厳しい練習を行っていました。  
高校生のころ、コーチに  
「円盤投げ、ハンマー投げのトップアスリートを目指すなら、  
**アンチ・ドーピングについて学ぶことは  
練習と同じくらい大事なんだぞ！**」と言われ驚きました。  
父や兄から、アンチ・ドーピングについて教えてもらい、  
必死に勉強したことを覚えています。

室伏 由佳

(陸上・円盤投げ、ハンマー投げ)

2004年日本選手権ハンマー投げ、  
円盤投げ2冠

2004年アテネオリンピック日本代表



## 覚えておこう！



ドーピングがダメな理由は、スポーツの価値を損なうためである



意図的ではなく不注意であっても、ドーピング防止規則違反になる可能性がある



禁止表とは、禁止物質及び禁止方法を定めたものであり、毎年1月1日に更新される

# 医薬品・栄養補助食品の リスクを回避

～薬を使うとき、どうやって禁止物質を調べるの？～



さいとう りか  
齋藤 里香  
(ウエイトリフティング)  
2008年アジア選手権6位、  
2008年北京オリンピック8位



## ◆ 医薬品のリスク

病院で処方される薬や、薬局やドラッグストアで手軽に手に入る風邪薬や花粉症の薬にも、禁止物質が含まれているものがあります。ドーピングのリスクは塗り薬や貼り薬、目薬にもあります。禁止物質が含まれる医薬品は多く販売されていますので、使用する前に確認しましょう。

## ◆ 漢方薬のリスク

漢方薬のなかには、主成分として明らかに禁止物質を含むものがあります。また、そのほかの漢方薬については、全ての含有物質が完全に明らかになっているわけではないので、禁止物質がまったく含まれていないと言い切ることができません。

## ◆ 薬剤師会ドーピング防止ホットラインとは？

各都道府県の薬剤師会に設置されている相談窓口の連絡先です。

薬に関する問い合わせを行う際に利用しましょう。→34ページ参照

## ◆ JADA公認スポーツファーマシストとは？

最新のアンチ・ドーピングに関する知識を持ち、薬の正しい使い方の相談ができる薬剤師です。スポーツファーマシストは、JADAが定める所定の課程を修めています。

## ◆ 身近にいるスポーツファーマシストを知っておこう！！

各都道府県にいるスポーツファーマシスト検索のほか、状況に合わせて絞り込みを行うことも可能です。身近なスポーツファーマシストを事前に知っておくことで、いざというときに役に立ちます。

公認スポーツファーマシスト検索ページ：

<http://www.playtruejapan.org/sportspharmacist/>





# 医薬品・栄養補助食品のリスクを回避

～薬を使うとき、どうやって禁止物質を調べるの？～

## ◆栄養補助食品（サプリメント）のリスク

サプリメントは薬ではなく「食品」に分類されるため、製品に成分の全ては表示されていません。表示されていないもののなかに禁止物質が含まれている場合もあります。

国内でもインターネットを使って海外製のサプリメントを簡単に購入できます。海外製のサプリメントには禁止物質が入っている製品が多くあり、成分として明らかに禁止物質が表示されている製品もあるため、特に注意が必要です。また、成分が不明なサプリメントを飲んだことで、選手生命を台無しにしてしまうこともあります。

## ◆サプリメント使用による違反事例

使用したサプリメントに禁止物質が含まれており、ドーピング防止規則違反となった事例は、世界的にも多くあります。サプリメントが原因の違反事例として、特に多いのが、2010年から興奮薬として禁止物質に指定されているメチルヘキサミン（methylhexanamine）を含んだサプリメントによる事例です。メチルヘキサミンは、ゼラニウム油（geranium oil）、ゼラニウム根抽出物（geranium root extract）等、多くの別名で表記される場合もあるので、特に注意が必要です。

### メチルヘキサミンによる違反事例

#### 日本国内

- 2011年2件（6件中）
- 2010年1件（5件中）

医薬品、漢方薬、栄養補助食品（サプリメント）には、禁止物質が含まれている可能性があるため、アスリートとして、常に自分の体内に入れるものに対しては責任を持ち、確認するようにしましょう。

## 対応マニュアル



### 病院で診察を受けるときは？



#### 医師に伝えること

- ① 自分がドーピング検査の対象となる可能性があること
- ② 禁止物質が含まれていない薬を処方してもらうこと
- ③ JADAホームページを参照してもらうこと



### 薬局で薬を買うときは？



事前にスポーツファーマシスト 薬に禁止物質が入っていないか、スポーツファーマシストに必ず確認しましょう

※薬を買う前に、[薬剤師会ドーピング防止ホットライン](#)に相談することもできます。





## 海外遠征で薬を使う必要があるときは？

帯同しているチームドクターまたはトレーナー、コーチに確認をとりましょう

薬を持参するときは、事前にその薬に禁止物質が含まれていないか確認をとりましょう

★海外で医師の処方を受けるとき、もしくは、万が一薬を現地で購入するときは…

●出発前に「禁止表」のアプリをダウンロードし、医師に提示しましょう。

- ・検索名：WADA Prohibited List
- ・スマートフォン対応
- ・日本語、英語、フランス語、スペイン語、ノルウェー語に対応

●海外で売られている薬に禁止物質が入っているかどうかを検索できるサイトがあります。

[Global DRO] <http://www.globaldro.com/>

## まとめ

## アスリートとして取るべき行動

- 1 自分がアスリートであることを伝え、体にとりいれるものに禁止物質が入っていないか専門家に確認をする
- 2 JADAホームページで正確な最新情報を確認する
- 3 サプリメントに頼らない、バランスのとれた食生活を心がける

## コラム

## バランスのよい食事が大切です!!

栄養補助食品（サプリメントなど）に頼る前に、まずはバランスのとれた食事をするよう心がけましょう。

### ① 主食

筋肉や脳を動かすエネルギー源となるのが炭水化物です。炭水化物を多く含むご飯やパン、麺などの主食をしっかりとりましょう。



### ② 主菜

筋肉や骨、血液などのからだをつくるもとになるのがたんぱく質です。メインのおかずとなる肉、魚、卵は良質のたんぱく源です。



### ③ 副菜

コンディショニングに欠かせない骨や血液の材料となるビタミンやミネラルは副菜からとりましょう。野菜、いも、きのこ、海藻類のおかずを毎食積極的にとりましょう。



### ④ 乳製品

牛乳・乳製品には骨の強化に欠かせないカルシウムが多く含まれます。カルシウムは不足しやすい栄養素の一つです。牛乳やヨーグルトなどの乳製品を毎食とるよう心がけましょう。



### ⑤ 果物

コンディショニングに欠かせないのがビタミンCです。オレンジなどのかんきつ類やキウイ、いちご、柿などに多く含まれています。100%のオレンジジュースなどでもビタミンCをとることができます。



参考資料：「今日から使えるアスリートの食事ハンドブック」  
協力：国立スポーツ科学センター栄養グループ

※栄養補助食品は多くの種類の製品が販売されています。効果や副作用などが明確でないものもありますので、国立健康・栄養研究所ホームページも参考にしてください。  
<http://www0.nih.go.jp/eiken/>

# TUE (治療目的使用に係る除外措置)

～病気やケガの治療で禁止物質を使うときは？～

京谷先輩…

実は俺、禁止物質を使わないと治療できないってこの前主治医に言われたんです…

もうバスケやめるべきですかね？

えっ やめる！？ まてまて！

そんなときは担当の医者とTUE※申請について確認するんだよ

ていーゆーいー 申請？

TUE申請とは治療のために禁止物質・禁止方法を用いる場合に「治療目的使用に係る除外措置」の申請を行い、承認を得ること

●TUEは国際競技連盟やJADAのTUE委員会では審査・承認されて、初めて禁止物質・禁止方法を用いることが可能

●原則として、TUEが必要な大会の30日前までに申請

※申請されたTUEは無条件で承認されるわけではない(19ページ参照)

わかったかな？

京谷先輩すげー！これで俺バスケ続けられますね！



きょうや かずき  
京谷 和幸  
(車いすバスケットボール)  
2008年北京パラリンピック日本代表  
2012年ロンドンパラリンピック日本代表

## TUE申請のしかた

### 1 申請書類を入手

競技者から直接JADA TUE委員会へ申請します。また、競技者の責任において加盟競技団体を通じての申請も可能です。

競技者



### 2 作成

担当の医師に医療情報の準備と書類に必要事項をもらえなく書いてもらい、競技者も記入します。



※障害者スポーツでは、日本障害者スポーツ協会、国体への参加者は参加都道府県体育協会を通して申請することも可能です。

### 3 直接申請

↑

### 4 結果通知

JADA

TUE委員会で審査



※RTPA、または国際競技連盟主催の競技会に出場するアスリートはTUEの申請先を国内競技団体に確認してください。

## ◆ TUE申請の承認条件

TUEが認められるには、次の条件を満たすことが必要です。

- ①治療上、使用しないと健康に重大な障害を及ぼすことが予想される
- ②治療上使用した結果、健康を取り戻す以上に競技力を向上させる効果を生まない
- ③他に代えられる合理的な治療法がない
- ④ドーピングの結果生じた副作用の治療ではない

## ◆ 遡及的TUE申請

救急治療や急性病状の治療で禁止物質及び禁止方法を使った場合には、事後であっても速やかにTUEを申請してください(遡及的TUE申請)。遡及的TUE申請が承認される条件は、通常の承認条件に加え緊急性を証明する医療記録が必要になります。

\*TUE (Therapeutic Use Exemptions) : 治療目的使用に係る除外措置

# ドーピング検査の手続き

～検査ってどんなことをするの？～



池田 めぐみ  
(フェンシング・エペ)  
2008年北京オリンピック日本代表  
2010年アジア大会金メダル



## ◆ドーピング検査が行われる目的

ドーピング検査はアスリートがクリーン（潔白）であることを証明するために実施されます。

※ドーピング検査は信頼性を確保するために、国際基準等のルールに忠実かつ正確に実施されます。

## ◆競技会検査と競技会外検査

ドーピング検査には、次の2つの種類があります。

### ●競技会検査

参加する競技会で行われる検査

### ●競技会外検査

競技会検査以外のドーピング検査（自宅やトレーニング場所で実施される）

それぞれの検査で禁止とされる物質の範囲が異なりますので、必ず確認をしておきましょう。

## ◆各競技種目特有のドーピング検査手順やルール

国際基準をもとに、各競技で競技特性に合わせた通告方法やドーピング検査手順等のルールがあります。必ず自分の競技の競技規則やアンチ・ドーピング規則等に目を通しておきましょう。

## ◆障害者スポーツにおける検査の実施

障害者スポーツにおいても、原則として国際基準に準じた手順でドーピング検査が行われます。上肢や視力などに障害があるアスリートは代理人による署名や作業の補助が認められているなど、障害に応じて検査手続きの変更が認められています。



# ドーピング検査の手続き

～検査ってどんなことをするの？～

## ◆ドーピング検査手順

ドーピング検査は、アスリートの尿や、血液を検体として採取します。競技会検査も競技会外検査も、検査手続きは同じです。尿での検査の場合、検体の濃度が低いなどの理由により分析に適さない場合は、その場で再採尿を求められることがあります。また、検査を拒否または回避することは、ドーピング防止規則違反になる可能性があります。

### ▶尿検体での検査手順

#### 1 通告時…



シャペロン\*またはドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)\*から検査通告を受けます。検体提供に同意するサインをしたら、DCOからドーピング・コントロール・パス\*を受け取ります。

※検査通告を受けてからドーピング検査室に到着するまで、シャペロンやDCOの目の届く範囲で行動してはいけません。

※顔写真付の身分証明書を求められる場合があります。



身分証明書例

#### 2 待合室で…



ドーピング検査室へは関係者以外立ち入りできません。コーチやトレーナー等の成人の同伴者を1名と、必要に応じて通訳を検査室へ連れていくことができます。→24ページ参照

※未成年の競技者は必ず成人の同伴者を連れてきてください。

水分を補給したい場合は、未開封の飲料が用意されているので、封が開いていないかを確認しましょう。検査室ではリラックスして待つようにしましょう。

#### 3 検査室で…



複数の採尿カップから1つを選びます。カップは自分で扱うこと、自分だけでなくDCOにも常に見えるようにしておく必要があります。

#### 4 トイレで…



同性のDCOが採尿に立ち会います。尿検体が本人の体から直接出ていることをDCOが目で確認できる体勢で採尿します。尿検体の必要量は90ml以上です。

#### 5 検査室で…



複数のサンプルキットから1つを選びます。開封された形跡や、中のボトルにキズや汚れなどがないかを確認します。DCOの指示に従いアスリート自身が検体をAとBの2本のボトルに分けて入れ、しっかりとキャップを閉めます。疑問点などがある場合は必ずDCOに確認しましょう。最後に書類に書かれていることに間違いがないかなどを確認して、公式記録書に署名します。

※詳細な検査手順は、JADAホームページで公開しています。  
<http://www.playtruejapan.org/testing.php>

\*シャペロン (Chaperone) : ドーピング検査対象のアスリートに検査の通告をし、アスリートに付き添いながらドーピング検査室まで誘導するスタッフ

\*ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO=Doping Control Officer) : ドーピング検査手続きを行うスタッフ。DCOがシャペロンを兼務することもある

\*ドーピング・コントロール・パス : ドーピング検査室に入るために必要なカード



# ドーピング検査の手続き

～検査ってどんなことをするの？～

## ◆ドーピング検査対象競技者の権利および責務

検査の通告後、下記のような用紙で**権利と責務を確認**します。

### ドーピング検査対象競技者の権利および責務

ドーピング検査に同意する署名を書く前に以下の内容を確認して下さい。

#### 1. 競技者の権利 **(あなたができること)**

- A) 競技者は、コーチやトレーナー等の成人の同伴者を1名と、必要に応じて通訳を検査室へ連れていくことができます。  
※未成年の競技者は必ず成人の同伴者を連れてきてください
- B) 自身の検査の手順などについて分からないことは、質問し、教えてもらうことができます。
- C) 正当な理由がある場合には、検査員の許可を得て、検査室へ行く前に必要な用事を済ますことができます。  
※正当な理由は、表彰式へ参加する場合や大会の正式なメディアインタビューを受ける場合などに認められます。
- D) 身体障害やケガ等で検査の作業が困難なときは、検査員の同意を得て、同伴者等に手助けをお願いすることができます。

#### 2. 競技者の責務 **(あなたがやらなければならないこと)**

- A) 競技者は、検査の対象になったと通告を受けてから検査が終わるまでの間は、検査員やシャペロンの監視を受けなければなりませんので、必ず見える位置にいるようにしてください。
- B) 本人確認の為に写真付身分証明書を検査員に提示してください。
- C) 検査員の指示に従い検査を受けてください。
- D) 正当な理由が無ければ、通告後、すぐにドーピング検査室へ行ってください。

※以上の責務に従う事ができなかった場合、ドーピング防止規則違反となる可能性があります。

#### 3. 注意事項

- A) 検査の前に飲んだり食べたりする場合は、競技者自らの責任において行ってください。  
※飲料をたくさん飲むと尿検体の濃さが基準値を下回る可能性があり、尿の濃さが基準値を満たすまで何度も検体を取り続けなければならないりますので、飲み過ぎには注意してください。
- B) 検査の通告を受けてから最初に出る尿を、検査用に提出してください。

上記内容を理解したら、記録書に検体提供に同意する署名をしてください。  
わからないことがあれば、いつでも検査員に質問して下さい。

現役当時は何度もドーピング検査を受けましたが、  
コーチなどの同伴も認められていて安心でした。  
不安なまま検査を受けるのではなく、  
分からないことは何でも聞いてみたり、  
自分の意見をきちんと伝えたりすることが  
大切だと思います。  
ただし、やはり自分自身で学び、  
**自分の身は自分で守ることが大事!**

くろ いわ とし ゆき  
**黒岩 敏幸**  
(スピードスケート)

1992年アルベールビルオリンピック銀メダル  
1998年長野オリンピック日本代表



## 覚えておこう!



**医薬品、漢方薬、サプリメント**には、**禁止物質**が含まれている可能性がある



**治療のために禁止物質**および**禁止方法**を用いる場合は、**TUE申請**をして承認を得る必要がある



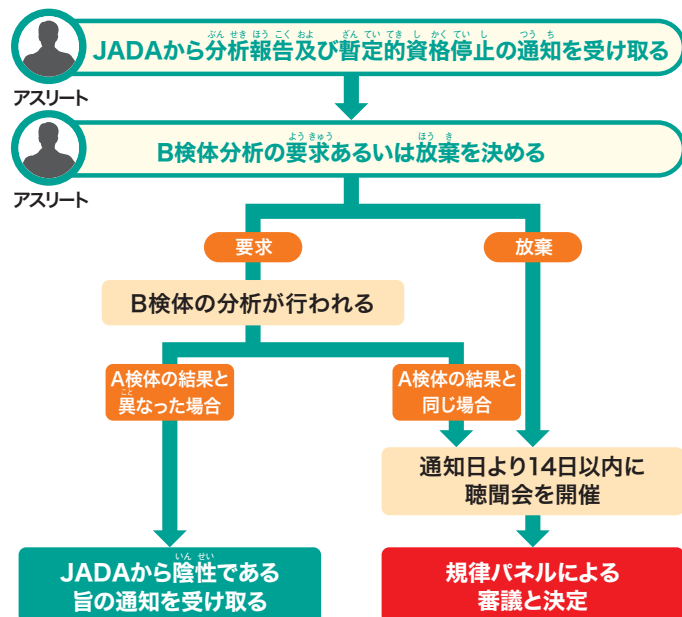
ドーピング検査対象競技者には、**権利および責務**がある

検査

# 聴聞会と制裁措置

～ドーピング検査の結果が陽性だったら～

## A検体が陽性だった場合の手順



ドーピング検査でAとBの2つの容器に分けて入れた尿検体は、WADA認定の分析機関に送られ、分析されます。

はじめにA検体の分析が行われ、分析の結果、違反が疑われる場合はJADAからアスリートに対し書面で分析報告が通知されます。アスリートはB検体の分析を要求する権利があり、B検体の開封と分析に立会う機会があります。B検体の分析を放棄した場合や、B検体の分析結果もA検体と同じだった場合には、「日本ドーピング防止規律パネル（規律パネル）」が非公開の聴聞会を開催します。アスリート（またはその代理人）には、聴聞会に参加する権利があります。

## 聴聞会から制裁決定までの流れ

JADAから違反が疑われる分析報告の通知を受けたとき、暫定的に資格停止になる場合があります。正式な制裁が決定する前に、聴聞会が開かれ、アスリートはドーピング防止規則違反とする主張に対して意見などを述べる弁明の機会が与えられます。

聴聞会ではドーピング防止規律パネル委員から、委員長が指名した法律家、医師、現役のスポーツ関連団体の役職員またはアスリートの3名が、アスリート側とJADA側の両方から公平な立場で意見を聞き、制裁の決定を行います。

アスリートが規律パネルの決定に不服があるときは、**決定の日から14日以内**に、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に不服申立てができます。

※制裁例：競技会での成績失効、獲得したメダル・賞・得点などはく奪、資格停止



## 規律パネルの決定に不服があるときは？

国際競技大会におけるドーピング防止規則違反（事件）や、国際競技連盟の指定した国際水準のアスリートが関与した事件の場合には、スポーツ仲裁裁判所（CAS、本部スイス・ローザンヌ）へ、それ以外の事件は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）へ不服申立てができます。

- ・申立ての権利がある人・団体：アスリートや事件に関わった人、関係する団体※
- ・対象となる事件：ドーピング防止規則違反の結果及び暫定的資格停止に関する決定、TUEの不承認

JSAAへの不服申立ては、日本ドーピング防止規程及び「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」にもとづき、審議されます。規律パネルの決定に対する申立ては、決定の日付から**14日以内**に手続きする必要がありますので、決定に不服がある場合はすぐにJSAAに相談してください。

- ・所在地：東京都渋谷区神南2-1-1 国立代々木競技場内
- ・電話：03-5465-1415 [平日10時から17時（ただし、12時から13時を除く）]
- ・メール：info@jsaa.jp（24時間受付）URL：http://www.jsaa.jp

※国際競技連盟、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会など

# RTPと居場所 情報提出

～RTPってなに？～



**鈴木 大地**  
(水泳・背泳ぎ)  
1986年アジア大会100m  
背泳ぎ、400mメドレーリ  
レー金メダル、1988年ソウ  
ルオリンピック100m背泳  
ぎ金メダル

**杉林 孝法**  
(陸上・三段跳び)  
2003年アジア選手権  
三段跳び6位  
2004年アテネ  
オリンピック日本代表



## ◆ RTPとは？

自身が登録されている団体（JADAまたは国際競技連盟など）に居場所情報を提出する義務のあるアスリートのリストのことで

RTPに登録されるアスリート（RTPA）は、いつでもどこでも検査に対応することができるように自らの居場所を特定できる居場所情報を提出する義務があります。

事前通告なしの競技会外検査がより効果的に実施できることで、RTPA自らがクリーンな存在であることを証明することになります。

## ◆ 居場所情報に必要な提出項目

居場所情報は、居住地・宿泊地、トレーニング場所、競技会などの情報を提出します。住所や建物名だけでなく、部屋番号や練習場所名など検査員がアスリートと直接会うために必要な情報まで提出しなければなりません。

また、居場所情報を提出する際は、対象期間全てに60分の時間枠を指定することが義務づけられています。アスリートは、60分の時間枠として特定した場所と時間において、検査に応じる義務があります。

※60分の時間枠は6：00（AM）～23：00（PM）までの間で指定

※検査は60分の時間枠以外でも実施されることがあります

## ◆ 居場所情報の提出方法・時期

原則として、インターネット上のADAMS（ドーピング防止管理システム）を使って、四半期ごとに3ヶ月分の居場所情報を提出します。ADAMSは世界中のどこからでも利用可能です。

※ADAMS（Anti-Doping Administration and Management System）：アンチ・ドーピング活動に関わる世界中の情報を管理、調和させる目的でWADAによって制作されたシステム。ドーピング検査の履歴、検査分析結果、居場所情報、TUE関連情報などが管理されている



# RTPと居場所情報提出

～RTPってなに？～

## ◆ 居場所情報義務違反

居場所情報を出さなかった場合や、提出した場所と時間帯にアスリートがいなかった場合には居場所情報義務違反となる可能性があります。

居場所情報義務違反には2種類あります。

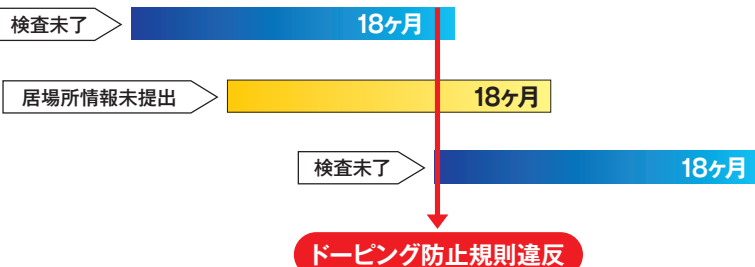
### ① 居場所情報未提出

提出期限までに居場所情報が提出されていない場合、または提出された居場所情報に不備があった場合

### ② 検査未了

60分の時間枠内に指定した時間と場所で検査員がアスリートと会うことができなかった場合

①、②いずれかが18ヶ月の間に3回累積すると、「ドーピング防止規則違反」となり、1～2年間の資格停止となる可能性があります。



## ◆ 居場所情報が変更となった場合は常に更新!!

居場所情報が変わるときは、ADAMSに提出している居場所情報を常に最新の情報に更新する必要があるがあります。ADAMSが使えない場合の更新方法については、事前にRTPに登録されている団体（JADAまたは国際競技連盟など）に確認しておきましょう。

更新を忘れて、居場所情報義務違反にならないように注意しましょう!!



## 覚えておこう!



ドーピング防止規則違反が疑われる場合には聴聞会が開かれ、アスリートはドーピング防止規則違反の主張に対して意見などを述べる弁明の機会が与えられる



居場所情報義務違反には居場所情報未提出と検査未了があり、いずれかが18カ月の間に3回累積するとドーピング防止規則違反となり、1～2年間の資格停止となる可能性がある



居場所情報が変わるときは、ADAMSに提出している居場所情報を常に最新の情報に更新する必要がある

# トップアスリート としての心得

～真のチャンピオンになるために大切なこと～



むろし ひろし  
室伏 広治  
(陸上・ハンマー投げ)  
2004年アテネオリンピック金メダル  
2012年ロンドンオリンピック銅メダル



# 真のチャンピオンを 目指して



# 薬剤師会ドーピング防止ホットライン

お問い合わせは原則としてFAXでお願いします。電話の際は薬局や病院で渡される薬や薬の説明書をお手元にご用意の上お問い合わせください。

| 名称                     | 電話番号         | FAX番号        | 名称                     | 電話番号         | FAX番号        |
|------------------------|--------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|
| ほっかいどう・<br>おくすり情報センター  | 011-815-0093 | 011-831-6133 | 滋賀県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 077-565-3535 | 077-563-9033 |
| 青森県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 017-742-8822 | 017-743-7075 | 京都府薬剤師会<br>薬事情報センター    | 075-525-1511 | 075-525-2332 |
| 岩手県薬剤師会<br>くすりの情報センター  | 019-653-4591 | 019-653-4592 | 大阪府薬剤師会<br>おくすり相談窓口    | 06-6947-0709 | 06-6947-5487 |
| 宮城県薬剤師会<br>くすりの相談室     | 022-391-1175 | 022-391-6630 | 兵庫県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 078-341-6089 | 078-341-6099 |
| 秋田県薬剤師会<br>くすり110番     | 018-834-8931 | 018-835-2576 | 奈良県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0742-27-6072 | 0742-24-1291 |
| 山形県薬剤師会<br>くすりの110番    | 023-622-3550 | 023-625-3970 | 和歌山県薬剤師会<br>薬事情報センター   | 073-433-0166 | 073-424-3353 |
| 福島県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 024-549-2203 | 024-549-2209 | 鳥取県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0859-38-1411 | 0859-38-5758 |
| 茨城県薬剤師会<br>くすりの相談室     | 029-306-8945 | 029-306-8040 | 島根県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0852-25-0900 | 0852-26-5358 |
| 栃木県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 028-658-9877 | 028-658-9847 | 岡山県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 086-294-9080 | 086-294-9056 |
| 群馬県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 027-243-6650 | 027-223-5308 | 広島県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 082-243-6660 | 082-248-1904 |
| 埼玉県薬剤師会<br>情報センター      | 048-653-4466 | 048-667-5580 | 山口県薬剤師会<br>くすりの相談室     | 083-923-1193 | 083-924-7704 |
| 千葉県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 043-247-4401 | 043-247-4402 | 徳島県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 088-655-0025 | 088-625-5763 |
| 東京都薬剤師会<br>薬事情報課       | 03-3295-9532 | 03-3295-2333 | 香川県薬剤師会<br>医薬品情報センター   | 087-834-0205 | 087-835-3326 |
| 神奈川県薬剤師会<br>薬事情報センター   | 045-751-7066 | 045-751-4460 | 愛媛県薬剤師会<br>おくすり相談窓口    | 089-932-2141 | 089-921-5353 |
| 新潟県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 025-281-7730 | 025-281-7735 | 高知県薬剤師会<br>情報センター      | 088-820-5011 | 088-820-5010 |
| 富山県薬剤師会<br>くすり相談       | 076-422-3111 | 076-422-3633 | 福岡県薬剤師会<br>くすりなんでもテレホン | 092-271-1585 | 092-281-4104 |
| 石川県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 076-231-6711 | 076-231-6721 | 佐賀県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0952-23-2771 | 0952-23-8941 |
| 福井県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0776-61-6566 | 0776-61-6561 | 長崎県薬剤師会<br>薬相談窓口       | 095-846-5918 | 095-848-6160 |
| 山梨県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 055-255-1507 | 055-254-3401 | 熊本県薬剤師会<br>医薬品情報センター   | 096-351-5333 | 096-288-1818 |
| 長野県薬剤師会<br>医薬品情報室      | 0263-34-5511 | 0263-34-6177 | 大分県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 097-544-9512 | 097-544-8060 |
| 岐阜県薬剤師会<br>ぎふ薬事情報センター  | 058-247-5122 | 058-247-5757 | 宮崎県薬剤師会<br>薬事情報センター    | 0985-27-0129 | 0985-29-8127 |
| 静岡県薬剤師会<br>医薬品情報管理センター | 054-281-9998 | 054-203-2028 | 鹿児島県薬剤師会<br>薬事情報センター   | 099-257-2515 | 099-257-2516 |
| 愛知県薬剤師会<br>薬事情報室       | 052-231-2261 | 052-222-3326 | 沖縄県薬剤師会<br>おくすり相談室     | 098-963-8935 | 098-963-8937 |
| 三重県薬剤師会<br>薬の相談テレホン    | 059-228-1113 | 059-225-4728 | 日本薬剤師会<br>消費者薬相談窓口     | 03-3353-2251 | 03-3353-8160 |

(2012年12月現在)

公益社団法人 日本薬剤師会 (略称: 日薬)

問い合わせ先: 消費者薬相談窓口 TEL:03-3353-2251 FAX:03-3353-8160

ホームページ <http://www.nichiyaku.or.jp/>



<http://jada.realwinner.org/>

本文中に、このマークを9つ見つけたかな? まずはアクセスして体験してみよう!

## Real Winnerとは?

アンチ・ドーピングについて学べる「体験型E-ラーニング」です。  
9つのストーリーが展開され、あなた自身が登場人物の「アドバイザー」として、問題を解決していきます。

### 規則

1



休眠中に驚くほど逞しい筋肉を身につけたサッカー選手が迎える結末とは…

### 治療目的使用に係る除外措置(TUE)

4



アスリートはケガや病気になっても禁止薬物を使うような治療は受けられないのだろうか…

### 禁止表

7



競技をフェアなものにするために、そして、アスリートのからだを守るために。

### ドーピングが健康に及ぼす影響

2



周囲からの熱い声援と強い期待に応えるための安易な選択が…

### 居場所情報

5



アスリートはなぜ自分の居場所を明らかにしておく必要があるのだろうか。

### ドーピング防止規則違反

8



ドーピング検査結果が陽性だと知らされた女性アスリートがとるべき道は…

### ドーピングコントロール

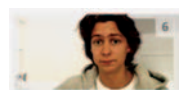
3



ドーピング・コントロール・オフィサーの間違いにストップボタンを押す。

### サプリメント

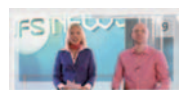
6



成分が不明なサプリメントをのんでしまったばかりに…

### ロールモデルおよび価値の伝達

9



スポーツがクリーンであるためにアスリートは何ができるのか…



# ドーピング防止規程 (抜粋)

## ●世界ドーピング防止規程 2009より抜粋

## ■日本ドーピング防止規程 2009 version 2.0より抜粋

## ◆世界ドーピング防止規程 検査に関する国際基準 2009より抜粋

## ◇世界ドーピング防止規程 治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準 2011より抜粋

## ●世界ドーピング防止規程の基本原則

### 世界ドーピング防止規程の基本原則

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、スポーツ精神と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。スポーツ精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

●倫理観、フェアプレーと誠意 ●健康 ●優れた競技能力 ●人格と教育 ●楽しみと喜び ●チームワーク ●献身と真摯な取組 ●規則 ●法律を尊重する姿勢 ●自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢 ●勇気 ●共同体意識と連帯意識  
ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

## ●第2条 ドーピング防止規則違反

### ドーピング防止規則違反

- 2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること
- 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること
- 2.3 適用されるドーピング防止規則において認められた通告を受けた後に、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくは検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること
- 2.4 検査に関する国際基準に準拠した規則に基づき宣告された、居場所情報未提出及び検査未了を含む、競技者が競技会外の検査への競技者の参加に関する要請に違反すること。検査未了の回数又は居場所情報未提出の回数が、競技者を所轄するドーピング防止機関により決定された18ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて3度に及んだ場合には、ドーピング防止規則違反を構成する。
- 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること
- 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること
- 2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること
- 2.8 競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又はドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、若しくはその他の形で違反を共同すること、若しくはこれらを企てること。

## ●第4条 禁止表

### 禁止表の公表及び改定

4.1 WADAは、少なくとも毎年1回の頻度で禁止表を国際基準として公表しなければならない。(中略) 禁止表の各年度版及びその全ての改定は、WADAにより各署名当事者及び各国政府に速やかに配布され、WADAのウェブサイト上で公表されるとともに、各署名当事者は所要の措置を講じて禁止表を自己の構成員及び加盟団体に配布しなければならない。

### 禁止表に物質及び方法を掲げる際の判断基準

4.3 WADAは、禁止表に物質又は方法を掲げることは是非を判断する際に、次に掲げる判断基準を検討しなければならない。

4.3.1 物質又は方法が次に掲げる3つの要件のうちいずれか2つの要件を満たしているとWADAが判断した場合、その物質又は方法について禁止表に掲げることが検討される。

4.3.1.1 当該物質又は方法が、それ自体又は他の物質若しくは方法と組み合わせられることにより競技力を向上させ、又は向上させ得るといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在すること。

4.3.1.2 当該物質又は方法の使用が競技者に対して健康上の危険性を及ぼす、又は及ぼし得るといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在すること。

4.3.1.3 当該物質又は方法の使用が本規則の序論部分にいうスポーツ精神に反するとWADAが判断していること。  
4.3.2 当該物質又は方法によって他の禁止物質又は禁止方法の使用が隠蔽される可能性があるといふ医学その他の科学的証拠、薬理効果又は経験が存在するとWADAが判断した場合には、その物質又は方法も禁止表に掲げられるものとする。

### 治療目的使用

4.4 国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、国際競技連盟の規則に従ってのみ、TUEを付与されることができる。各国際競技連盟は、当該国際競技連盟からのTUE取得が要求される国際競技大会のリストを公表しなければならない。

## ●第7条 結果の管理

### 違反が疑われる分析報告に関する最初の検討

7.1 A検体に関して違反が疑われる分析報告を受け取った場合には、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、検討を実施して、(a) 適用のあるTUEが付与されているか否か、若しくはTUEに関する国際基準によれば、TUEが付与されるか否か、又は、(b) 違反が疑われる分析報告の原因となる検査に関する国際基準及び分析機関に関する国際基準からの明らかな乖離が存在するか否かを確認しなければならない。

### 違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った後の通知

7.2 第7.1項に基づき違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った結果、適用のあるTUEの存在又はTUEに関する国際基準に定められたTUEの資格が明らかにならず、違反が疑われる分析報告の原因となる乖離も確認されなかった場合、ドーピング防止機関は、自己の規則に定められた方法により、競技者に対して次に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。(a) 違反が疑われる分析報告、(b) 違反が問われたドーピング防止規則の内容、(c) 競技者は、B検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること。(d) 競技者又はドーピング防止機関がB検体の分析を要求した場合にB検体の分析が行われる日時及び場所、(e) B検体の分析が要求された場合には、競技者又は競技者の同伴者は、分析機関に関する国際基準において規定された期間内に行われる当該B検体の開封と分析に立会う機会を有すること、及び、(f) 競技者は、分析機関に関する国際基準によって必要とされる情報を含む、A検体及びB検体の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること。ドーピング防止機関は、第14.1.2項に記載された他のドーピング防止機関に対しても通知を行うものとする。ドーピング防止機関が、違反が疑われる分析報告をドーピング防止規則違反として扱わないことを決定した場合には、当該ドーピング防止機関は競技者及び第14.1.2項に記載されたドーピング防止機関にその旨を通知するものとする。

## ●第10条 個人に対する制裁措置

### ドーピング防止規則違反が発生した競技大会における成績の失効

10.1 競技大会開催期間中又は競技大会に関連してドーピング防止規則違反が発生した場合、当該競技大会の決定機関である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は自動的に失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。ただし、第10.1.1項に定める場合は、この限りではない。

### 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止

10.2 第2.1項(禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること)、第2.2項(禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること)及び第2.6項(禁止物質及び禁止方法を保有すること)の違反に対して課され

る資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、第10.4項及び第10.5項に定められている資格停止期間の取消し又は短縮の要件に該当する場合、第10.6項に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。

1回目の違反—2年間の資格停止

#### 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮

10.4 競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第10.2項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1回目の違反：将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間2年間で最高とする措置

資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

#### 資格停止期間中の地位

##### 10.10.1 資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、当該資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟団体、署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、主催する競技会若しくは活動（ただし、ドーピング防止関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、又は、プログラム若しくは国際水準若しくは国内水準の競技大会機関が認定し、主催する競技会には、いかなる資格においても参加できない。課された資格停止期間が4年間より長い競技者又はその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、当該競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反を行ったスポーツ以外の国内スポーツの競技大会に参加できる。

ただし、当該競技者の競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者又はその他の人に対して、国内選手権大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に付与できた（又は国内選手権大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならない。

資格停止期間が課された競技者又はその他の人は引き続き検査の対象となるものとする。

##### 10.10.3 資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、第10.4項に記載された特定物質による短縮された制裁措置以外のドーピング防止規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の資金の援助又はその他のスポーツ関係の便益の全部又は一部は、署名当事者、署名当事者の加盟団体又は政府により停止される。

#### ●第14条 守秘義務及び報告

##### 一般開示

14.2.2 第8条の規定に従った聴聞会においてドーピング防止規則違反が発生したと決定されたが、当該聴聞会に参加する権利が放棄されたか、又はドーピング防止規則違反の主張に対して適切な時期に異議が唱えられなかった場合には、20日以内に、結果の管理に責任を有するドーピング防止機関は、競技、違反の対象となったドーピング防止規則、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法及び課せられた結果を含む当該ドーピング防止事件に関する処理について公開報告しなければならない。上記のドーピング防止機関は、20日以内に、ドーピング防止規則違反に関する不服申立ての決定について公開報告しなければならない。ドーピング防止機関は公開期間中、全ての聴聞パネル及び不服申立ての決定をWADAに対し送付しなければならない。

#### ●第21条 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

##### 競技者の役割及び責務

21.1.1 本規則に基づき導入されたドーピング防止政策及び規則を全て理解し、遵守すること。

21.1.2 検体採取に応じること。

21.1.3 ドーピング防止との関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

21.1.4 医療関係者に対して自らが禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規則に基づき導入されたドーピング防止政策及び規則に対する違反に該当しないようにすること。

#### ■日本ドーピング防止規程 第5条 検査

##### 検査の権限

5.1 国内競技連盟の傘下にあるすべての競技者は、当該競技者の国内競技連盟、当該競技者の国際競技連盟、JADA、及び当該競技者が参加する競技会又は競技大会における検査に責任を負うドーピング防止機関による競技会の検査の対象となる。資格停止期間にある競技者、又は暫定的資格停止期間にある競技者を含む、国内競技連盟の傘下にあるすべての競技者は、時と場所、事前通告の有無を問わず、WADA、競技者の国内競技連盟、競技者の国際競技連盟、JADA、当該競技者が国民、居住者、資格保持者又はスポーツ団体の構成員であるあらゆる国の国内ドーピング防止機関、オリンピック大会の開催期間中の国際オリンピック委員会並びにパラリンピック大会の開催期間中の国際パラリンピック委員会による競技会外の検査の対象となる。特定対象検査は、優先的に実施される。

##### 居場所情報の提供

5.5.1 JADAは、検査に関する国際基準に基づく居場所に関する要請に従うことが求められる競技者についての検査対象者登録リストを定め、競技者が当該検査対象者登録リストに含まれるための基準、及び問題となる期間において当該基準を満たしている競技者のリストを公表するものとする。JADAは競技者を検査対象者登録リストに含めるための基準を必要に応じて見直し、更新するものとし、当該基準に従って検査対象者登録リストに掲げられた構成員を随時更新するものとする。

5.5.2 競技者によるJADAに対する自らの居場所情報の通知の懈怠は、検査に関する国際基準第11.3.5条を満たした場合、第2.4項との関係では、居場所情報未提出とみなされるものとする。

5.5.3 競技者による、申告された居場所における検査への不対応は、検査に関する国際基準第11.4.3条を満たした場合、第2.4項との関係では、検査未了とみなされるものとする。

5.5.4 各国内競技連盟は、検査に関する国際基準に基づく居場所に関する要請が適用される自国の最高位の競技者についての国内レベルの検査対象者登録リストを、それぞれの国内ドーピング防止機関が作成することに協力する。

5.5.5 第5.5.1項及び第5.5.4項に従って提供される居場所情報は、当該情報がドーピング・コントロールの目的に限って使用されるものとする旨の厳格な条件を含む、検査に関する国際基準第11.7.1条（d）及び第11.7.3条（d）に従って、WADA及び競技者の検査権限を有するその他のドーピング防止機関により共有される。

#### ■第8条 規律手続

##### 日本ドーピング防止規律パネル委員の指名

8.1.1 JADAは、日本ドーピング防止規律パネルの委員を指名する。

当該委員の構成は次のとおりとする。

- 5年以上の適格な経験を有する法律家
- 5年以上の適格な経験を有する医師
- 更なる委員（現役のスポーツ関連団体の役員若しくは競技者又は過去に当該役員若しくは競技者であった者とする。）

すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行えるものとして指名される。委員の互選により委員長1名が選出される。

##### 日本ドーピング防止規律パネルの権限

8.2.1 日本ドーピング防止規律パネルは、本規則に従って、委ねられた事件に起因するすべての問題について聴聞を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って課されるべきドーピング防止規則違反の結果を決定する権限を有する。

8.2.2 日本ドーピング防止規律パネルは、公正に、偏りなくその機能を果たすものとする。

8.2.3 日本ドーピング防止規律パネルは、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。  
8.2.4 日本ドーピング防止規律パネルによる最終決定又はこれにより課せられるドーピング防止規則違反の結果は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由によっても、日本スポーツ仲裁機構若しくはCAS以外の裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定めている手続からの逸脱を含む。

#### 日本ドーピング防止規律パネルによる聴聞会

8.3.1 第7条（結果の管理）に定められている結果の管理の手続を経た上で本規則に対する違反が発生した可能性があるとされた場合には、JADA は、当該事件を日本ドーピング防止規律パネルに委ね、日本ドーピング防止規律パネルは、本規則に対する違反が発生したか否かを判断し、もし違反が発生したとすればいかなる結果が課されるべきかを判断する。  
8.3.2 日本ドーピング防止規律パネルの委員長は、個別事件につき聴聞を行い、判断を下すために3名の委員を日本ドーピング防止規律パネルの委員の中から指名する。当該3名の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者、1名の医師、及び1名のスポーツ関連団体の役職員又は競技者（過去に役職員又は競技者であった者も含む。）により構成される。聴聞会を実施する委員（本第8.3.2 項の規定に従い構成される委員）からなるパネルを以下「聴聞パネル」という。  
8.3.8 当事者間で別に合意がある場合を除き、日本ドーピング防止規律パネルは、  
8.3.8.1 通知日から14日以内に聴聞会を開始し、  
8.3.8.2 通知日から20日以内に決定を書面により発表し、  
8.3.8.3 通知日から30日以内に当該決定の理由を書面により発表する。

### ■第13条 不服申立て

#### 不服申立ての対象となる決定

13.1 本規則に基づいて下された決定については、本条の規定又はWADA規程のその他の規定に従い不服申立てをすることができる。ただし、当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.1.1 第13条に基づきWADAが不服申立てをする権利を有し、かつ、JADA の手続において、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADAは当該決定に対し、JADAの過程における他の救済措置を尽くすことなく、CASIに対し直接不服申立てをすることができる。

#### ドーピング防止規則違反、結果及び暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て

13.2 ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという決定、ドーピング防止規定違反の手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、第10.10.2項（資格停止期間中の参加の禁止に対する違反）に基づく決定、ドーピング防止規則に違反したという主張又はドーピング防止規則違反の結果に対して判断を下したドーピング防止機関にそれを行う管轄権がなかったという決定、違反が疑われる分析報告又は非定型報告をドーピング防止規則違反として主張しないこととする国内競技連盟による決定、WADA規程第7.4項による調査の後に、ドーピング防止規則違反に関する手続を進めないこととするドーピング防止機関による決定、及び暫定聴聞会の結果として又は第7.5項の規定に違反して暫定的資格停止を課した決定については、本第13.2項の規定に基づいてのみ不服申立てをすることができる。

13.2.1 国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の適用のある関連規定に従ってCASにのみ不服申立てをすることができる。

13.2.2 JADA により定められる国内水準の競技者であって、第13.2.1項に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。

### ◆検査に関する国際基準 第5章 競技者への通告

#### 競技者への通告における要請

5.4.1 初期接触が実行された際、ADO、DCOまたはシャペロンは、競技者及び／又は第三者（第5.3.8条に従い必要とされた場合）に対して、以下の事項が通知されるようにする：

- d) 以下を含む競技者の権利：
- i. 同伴者、及び必要の場合は、通訳を伴う権利；
  - ii. 検体採取手続についての追加情報を求める権利；
  - iii. 正当な理由がある場合にドーピング・コントロール・ステーションに遅れて到着することを求める権利； 及び
  - iv. 付属文書B-身体障害を伴う競技者に対する変更に定められている変更を求める権利
- 5.4.2 本人に接触した際、DCO / シャペロンは：
- a) この時点から、競技者の検体採取セッションが終了し、ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまで、競技者を常時監視下に置いておくこと。
  - b) 第5.3.3条において定められる書類を使用し、自らの身分を競技者に対して証明すること。
  - c) 第5.3.4条において確立された基準に従って、競技者の本人確認を行うこと。その他の方法により競技者の本人確認が行われ、もしくは競技者の本人確認が行われなかった場合、当該事実は文書に記録され、ADOに対して報告されるものとする。
  - d) 第5.3.4条において確立された基準に従って競技者の本人確認を行うことができなかった場合、ADOは、付属文書A-不遵守に関する調査に従って手続を進めることが適切か否かを判断するものとする。

### ◇治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準

#### 第2部 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準

#### 治療目的使用に係る除外措置の付与に関する基準

4.0 治療目的使用に係る除外措置（TUE）は、禁止物質又は禁止方法の使用が許可された競技者に付与することができる。TUEの申請については、治療目的使用に係る除外措置委員会（TUEC）による審査を受けることになる。TUECは、ドーピング防止機関によって任命される。

4.1 TUEが付与されるのは、以下の基準が厳格に満たされている場合にのみ限られる。

- a. 急性又は慢性的病状を治療する過程において禁止物質又は禁止方法が用いられなかった場合に、当該競技者の健康状態が深刻な障害を受けること。
- b. 当該禁止物質又は禁止方法を治療目的で使用するにより、正当な病状治療の後に通常の健康状態に回復することから予想される競技能力の向上以外に、追加的な競技能力の向上が生じないこと。禁止物質又は禁止方法を使用して「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、受け入れ可能な治療行為であるとは見なされない。
- c. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する以外に、合理的な治療法が存在しないこと。
- d. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、TUEが無いにもかかわらず以前使用したこと（全体的であると部分的であると問わず）結果として生じたものではないこと。

4.2 以下のいずれかの状態が発生した場合に、TUEは取り消される。

- a. 当該適用措置を付与したドーピング防止機関によって課された要請又は条件を競技者が速やかに遵守しない場合
- b. TUEの有効期限が満了した場合
- c. 競技者に対し、TUEがドーピング防止機関によって撤回された旨の通知が行われた場合
- d. TUEの付与に関する決定がWADA又はCASIによって覆された場合

4.3 TUEの申請が選及的な承認であると見なされないこと。ただし、以下のいずれかの場合は、この限りではない。

- a. 救急治療又は急性病状の治療が必要である場合
- b. 特別な事情により、申請者が申請をドーピング・コントロールに先立って提出し、又はTUECがドーピング・コントロールに先立って申請内容を検討する十分な時間又は機会がなかった場合



# 索引

|                |                    |        |
|----------------|--------------------|--------|
| あ行             | 居場所情報              | 29     |
|                | 居場所情報義務違反          | 30     |
|                | 居場所情報未提出           | 30     |
|                | 医薬品                | 13     |
|                | 栄養補助食品             | 14     |
| か行             | 漢方薬                | 13     |
|                | 競技会検査              | 21     |
|                | 競技会外検査             | 21     |
|                | 規律パネル              | 26     |
|                | 禁止表国際基準            | 10     |
|                | 禁止物質               | 10     |
|                | 禁止方法               | 10     |
|                | 検査未了               | 30     |
|                | 検体                 | 9      |
|                | 権利と責務              | 24     |
|                | さ行                 | サプリメント |
| シャペロン          |                    | 23     |
| 障害者スポーツ        |                    | 21     |
| スポーツファーマシスト    |                    | 13     |
| 世界ドーピング防止機構    |                    | 10     |
| 世界ドーピング防止規程    |                    | 6      |
| 遊及的TUE申請       |                    | 19     |
| た行             | 聴聞会                | 26     |
|                | 治療目的使用に係る除外措置      | 18     |
|                | ドーピング              | 6      |
|                | ドーピング検査            | 21     |
|                | ドーピング検査手順          | 22     |
|                | ドーピング・コントロール・オフィサー | 23     |
| ドーピング・コントロールパス | 23                 |        |

|     |                   |       |
|-----|-------------------|-------|
| た行  | ドーピング防止規則違反       | 9     |
|     | ドーピング防止規程         | 36    |
| な行  | 日本アンチ・ドーピング機構     | 3     |
|     | 日本スポーツ仲裁機構        | 27    |
| は行  | 弁明の機会             | 27    |
| や行  | 案判師会ドーピング防止ホットライン | 13、34 |
| A   | ADAMS             | 29    |
|     | DCO               | 23    |
|     | Grobal DRO        | 16    |
|     | JADA              | 3     |
|     | JADAアスリート委員       | 3     |
|     | JSAA              | 27    |
|     | Real Winner       | 35    |
|     | RTP               | 29    |
|     | RTPA              | 29    |
|     | TUE               | 19    |
| W   | WADA              | 10    |
|     | WADA Code         | 6     |
| その他 | 14日以内             | 27    |
|     | 60分の時間枠           | 28    |

# JADAホームページ紹介

アスリート、アスリートのご家族、コーチ等、スポーツに関わる全ての方にとって大切な情報や、アンチ・ドーピングに関する最新情報が公開されています。



## アンチ・ドーピングガイドブック WEB版

アンチ・ドーピングのルールや手続き、用語などをマンガのストーリーで学べます。冊子の内容だけでなく、クイズが用意されているので楽しんで復習できます。

## Real Winner

アンチ・ドーピングについて学べる「体験型E-ラーニング」です。全てのストーリーを解決して、修了証をもらいましょう。

## Q&A

アスリートやスポーツ関係者からよくある質問を、Q&A形式で掲載しています。

## TUE

TUE申請に関する情報が記載されています。TUE申請書をダウンロードすることができます。

## 禁止表

禁止される物質と方法が規定されており、毎年更新されます。PDFファイルをダウンロードできます。

## スマートフォン向けサイト・アプリも便利です！

スマートフォンアプリ（無料）：ダウンロードしてどこでも見ることができます。

※ダウンロードには別途バケット通信料がかかります。

## 禁止表

禁止表 Mobile site：webへアクセスして見ることができます。

アンチ・ドーピングガイドブック：スマートフォンアプリ（無料）